

しおやま ちく かつせい かけいかく
塩山地区活性化計画

栃木県・鹿沼市

平成22年6月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	塩山地区活性化計画
都道府県名	栃木県
市町村名	鹿沼市
地区名(1)	塩山地区
計画期間(2)	平成22年～平成25年

目 標 :(3)
 農業用排水施設等の機能の確保(14.0ha)を行うことにより、効率的な農業生産と維持管理及び労力等の節減を図り、安定した水田農業経営の確立を図ることで、鹿沼市全体の農家戸数の減少率9.3%(平成17年度4,171戸/平成12年度4,598戸)を上回らないよう、当地域の農家戸数を平成21年度13戸に対して、平成25年度12戸の1戸の減に止めることを目標に掲げ、定住化を促進する。

目標設定の考え方

地区の概要:

当地区は、鹿沼市の南部に位置し、地区東側は東武鉄道日光線、西側は山林、北側は主要地方道鹿沼足尾線に隣接した、南北方向に1/150程度の地形勾配を有した水田地帯である。用水は、一級河川小藪川から取水している。

現状と課題

当地区の水源の確保は容易ではなく、地元の塩山土地改良区では重要な用水路として維持管理を行っているが、当初施工から約40年を経たラバーダムによるラバー本体は劣化による亀裂が顕著に見られ、その維持管理のみならず安定した水量確保に苦慮している状況にある。耕作条件の悪化は農家の経営意欲を低下し、農地の維持管理不足や耕作放棄地を生み、農家の地域離れの要因ともなっている。そのため、基幹水路の改修を緊急課題として、農業用排水施設の整備事業導入の必要がある。

今後の展開方向等(4)

頭首工1箇所を部分改修して、農業用排水施設機能を確保することで、生産性の高い農業基盤を確立し、農家の経営意欲の向上による安定した農業経営の持続、展開を図り、農家戸数の減少を抑制し、当地域の定住化を促進する。

[記入要領]

- 1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- 2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- 3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- 4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(3)	備考
鹿沼市	塩山地区	基盤整備(農業用排水施設)	鹿沼市	有	イ	H22

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(6)

--

【記入要領】

- 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(1)

塩山地区(栃木県鹿沼市)	区域面積 (2)	25.0ha
区域設定の考え方 (3)		
法第3条第1号関係: 当該地域の総面積25.0haのうち、農用地面積は20.6haで82%を占め、農林漁業従事者数は全事業従事者数の46%を占める。		
法第3条第2号関係: 当該地域は、農家戸数の減少、高齢化傾向を改善するために、基盤整備を実施し、生産性の向上、農家の経営意欲を向上させることで、安定した農業経営の確立による地区の活性化を行い、定住化を促進することが必要不可欠である。		
法第3条第3号関係: 当該地域は水田と山林に囲まれた地域で、住宅が点在する集落形態であり、都市計画法の市街化調整区域の農村である。		

【記入要領】

- 1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- 2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- 3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項 「該当無し」

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(3)		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(4)		
設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(6)		
その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(7)		

1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等

農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(1)

本計画は、効率的な農業生産と維持管理及び労力等の節減を図り、安定した水田農業経営の確立を図ることで地域の農家戸数の減少を止めることを目標としており、平成25年度に達成状況の評価するため、計画期間完了後も当該年度の農家台帳により農家戸数の変動を把握する。

また、県においては、鹿沼市の確認状況を審査し、目標の達成状況を確認する。

なお、この評価結果については、鹿沼市が第三者委員会を組織し意見聴取により正確性を確保し公表する。

【記入要領】

- 1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。